短答式試験問題集 [刑事系科目]

[刑事系科目]

[第1問](配点:3)

次の【事例】における甲の罪責を検討し、後記アからオまでの【罪名】のうち、その罪名に係る 犯罪が成立する場合には1を、成立しない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからオの順に[No. 1]から[No.5])

【事 例】

自動車整備を業とする甲は、同事業を行うA工場を経営し、同工場の敷地を所有していた。一方、食品製造を業とする乙は、同事業を行うB工場を経営し、同工場の敷地を所有していた。甲は、ひそかに、A工場の敷地に隣接していたB工場の敷地内の電線を分岐させてA工場に引き込み、同工場の電源として利用し、その分の電気料金の支払を免れた。そのため、乙は、A工場使用分の電気料金の支払をも余儀なくされたが、同人は電気料金の過払に気付かなかった。

また、甲は、B工場の敷地をも使用して倉庫を建築しようと考え、A工場の敷地とそれに隣接するB工場の敷地の一部にまたがって、乙に無断で鉄筋コンクリート製の倉庫を建築した。その後、甲は、乙から公図に基づいて再三抗議を受けたにもかかわらず、その都度、「その公図は間違っている。倉庫の敷地はすべて俺の土地だ。」などとうそをつき、乙の再三の抗議を無視して倉庫の使用を続けた上、「乙は、法務局の職員に賄賂を渡して虚偽の公図を作成させた。」などと記載した看板を人通りの多いA工場前の道路に面して掲げた。

【罪名】

ア. 詐欺罪 [No. 1]イ. 窃盗罪 [No. 2]ウ. 不動産侵奪罪 [No. 3]エ. 横領罪 [No. 4]オ. 信用毀損罪 [No. 5]

[第2問](配点:2)

因果関係に関する次の【見解】に従って後記 1 から 5 までの各事例における甲の罪責を検討した場合、甲に()内の犯罪が成立しないものはどれか。(解答欄は、[No. 6])

【見解】

行為自体の危険性が結果へと現実化したものと認められる場合には、行為と結果との間の因果関係を肯定し、そうでない場合にはこれを否定する。行為の危険性は、行為時に存在した全事情を基礎に判断する。

- 1. 甲は、乙を突き飛ばして転倒させ、同人のひじに擦過傷を負わせた。乙は、重篤な心臓病で 心臓発作を起こしやすい状況にあったため、転倒したショックで心臓発作を起こして死亡した。 (傷害致死罪)
- 2. 甲は、乙を殴って転倒させ、同人にそのまま放置すれば死亡する危険のある頭部外傷を負わせた。乙は、病院に行って治療を受ければ死亡することはなかったが、自らの意思で病院に行かなかったため、前記傷害が原因で死亡した。(傷害致死罪)
- 3. 甲は、夜間、見通しの悪い道路に無灯火のまま駐車させていた普通乗用自動車のトランク内に乙を監禁したところ、その自動車に、たまたま通り掛かった丙運転の自動車が丙の不注意により追突し、それによる傷害が原因で乙は死亡した。(監禁致死罪)
- 4. 甲は、乙を殴って転倒させ、同人にそのまま放置すれば死亡する危険のある頭蓋内出血の傷害を負わせた。乙は、病院において治療を受けたが、なお死亡する危険のある状態であったところ、乙の入院中に何者かがその病院に放火し、これにより発生した火災が原因で乙は焼死した。(傷害致死罪)

5. 甲は、自己の運転する自動車を不注意により歩行者乙に衝突させ、同人にそのまま放置すれば死亡する危険のある頭蓋内出血の傷害を負わせた。前記衝突により乙は甲の自動車の屋根の上に跳ね上げられたが、甲は、それに気付かないまま自動車を走行させていたところ、助手席に乗車していた丙は、間もなく屋根の上にいた乙に気付き、同人を屋根の上から引きずり降ろして路上に転落させ、乙は、その衝撃で前記傷害が悪化したことが原因で死亡した。(自動車運転過失致死罪)

[第3問](配点:3)

次の1から5までの各事例を判例の立場に従って検討した場合、甲に刑法上の犯罪が成立しないものはどれか。(解答欄は、[No.7])

- 1. 甲は、勤務先の会社内において、同僚乙の同意の下、乙と上司丙を名指しして、両名が不倫関係にあった旨虚偽の事実を記載した文書を、同社の従業員多数の目に触れる掲示板に掲示した。
- 2. 甲は、乙の同意の下、乙が甲の自動車を盗んだ旨の虚偽の事実を警察官丙に申告し、乙の処罰を求めた。
- 3. 甲は、乙の同意の下、乙から借り受けた乙所有のコピー機を丙に転貸していたが、同コピー機の修理のため一時これを丙から預かった際、乙の同意の下、丙に無断で、自己の借金の返済として同コピー機を自己の債権者に譲渡した。
- 4. 甲は、乙の同意の下、乙が丙に賃貸した乙所有の自動車に放火してこれを燃やしたが、公共 の危険は生じなかった。
- 5. 甲は、民事訴訟の証拠調べの期日において、証人として宣誓の上、原告乙及び被告丙双方の 同意の下、虚偽の陳述をした。

[第4問] (配点:2)

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合,正しいものはどれか。(解答欄は, [No.8])

- 1. 甲は、日ごろから暴行を加えて自己の意のままに従わせていた12歳の乙に対し、寺院のさい銭箱から現金を盗んでくるように指示したところ、乙は、是非善悪の判断能力を有していたものの、甲の日ごろの言動に畏怖してその意思が抑圧されていたため、甲の指示どおりに窃盗を行った。この場合、乙に是非善悪の判断能力があると認められる以上、甲には窃盗罪の共同正犯が成立する。
- 2. 甲は、乙所有の材木を自己の所有物であると偽って情を知らない丙に売却し、丙は、乙の材木置場から当該材木を搬出した。この場合、情を知らないことにつき丙に過失があったとしても、甲は窃盗罪の正犯となる。
- 3. 甲は、12歳の乙に対し、丙から現金を強取してくるように指示したところ、乙は、是非善悪の判断能力を有していたものの、甲の指示どおりに強盗を実行した。この場合、甲の指示は、乙の意思を抑圧するに足る程度のものではなく、乙が自らの意思により前記強盗の実行を決意した上、臨機応変に対処して強盗を遂げたとしても、乙が刑事未成年である以上は、甲には強盗罪の間接正犯が成立する。
- 4. 甲は、乙に執拗に暴行・脅迫を加えた結果、同人を厳冬期に漁港の岸壁から自動車ごと海中に転落して自殺する以外の行為を選択することができない精神状態に陥らせた上、同人に上記態様で自殺するよう指示し、乙は、甲の指示に従って、自殺することを決意し、自ら上記態様で海中に転落して溺死した。この場合、甲は自ら殺人の実行行為を行ったとはいえないので、殺人罪の正犯とならない。
- 5. 甲は、乙に対し、同人が自殺すれば甲もその直後に後を追って自殺する旨うそをつき、乙は、その旨誤信して自殺することを決意し、甲から受け取った毒薬を服用して死亡した。この場合、乙に真実自殺する意思がある以上、甲には自殺教唆罪が成立するにとどまり、殺人罪の正犯とならない。

[第5問](配点:2)

汚職の罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合,正しいものの組合せは,後記1から5までのうちどれか。(解答欄は,[Mo.9])

- ア. 公務員が、自己の職務に関し、賄賂を収受し、よって職務上不正な行為をした場合であっても、贈賄者から請託を受けたのでなければ、加重収賄罪(刑法第197条の3第1項)は成立しない。
- イ. 公務員が、自己の職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させた場合には、職務上 不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときに限り、第三者供賄罪(刑法第197条の 2)が成立する。
- ウ. 公務員が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたことに関し、公務員の身分を 失った後に賄賂を収受した場合には、事後収賄罪(刑法第197条の3第3項)が成立する。
- エ. 市長が、その任期満了前に、現に市長としての一般的職務権限に属する事項に関し、再選された後に担当すべき具体的職務について請託を受けて賄賂を収受した場合には、受託収賄罪(刑法第197条第1項後段)は成立せず、市長に再選されたときに限り、事前収賄罪(刑法第197条第2項)が成立する。
- オ. 公務員が物品の贈与を受けた場合、それが中元・歳暮の名目で贈与されたものであっても、同人の職務との対価関係が認められる限り、単純収賄罪(刑法第197条第1項前段)が成立する。
- 1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

[第6問] (配点:2)

学生A, B及びCが,中止犯の刑の減免(刑法第43条ただし書)の根拠に関する次のアからウまでの【見解】のいずれかを採って、後記【会話】のとおり議論している。A, B及びCが, それぞれどの【見解】を採っているかを検討した場合,正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.10])

【見 解】

- ア. 行為者及び将来犯罪を実行するかもしれない国民一般に対して犯罪の中止を奨励することに よって法益を侵害から守ることに根拠を求める見解
- イ. 障害未遂と比べて行為者に対する非難が減少することに根拠を求める見解
- ウ. 自ら生じさせた危険を自ら消滅させたことにより違法性が減少することに根拠を求める見解 【会 話】
- 学生A. 我が国の刑法では、中止犯は犯罪の成立を妨げる事由とはされておらず、刑の減免しか 認められていないし、普通、一般人は、中止犯の規定の存在を知らないだろうから、B君 の言う根拠は説得力を欠くのではないか。
- 学生B. A君の見解によれば、真剣な中止行為が行われる限り、結果が発生した場合でも刑の減免を認めるべきことになるはずだ。ところが、刑法第43条の規定によれば、犯罪が既遂に達した場合には中止犯を認めることができないのであって、現行法の立場とは整合しないという問題があるね。
- 学生C. その上、A君の見解では、中止犯の成立を倫理的に是認し得る動機による場合に限定するのが自然だが、刑法第43条ただし書にはそんな限定はなされていないよ。
- 学生A. そうは言っても、C君の見解では、被教唆者が中止行為を行ったときに、教唆者にも刑法第43条ただし書の適用があることになるはずだ。しかし、一般に、中止犯の効果は一身専属的なものだと考えられているから、この点についてC君の見解では適切な説明ができないのではないか。
- 1. Aア Bウ Cイ
- 2. Aイ Bウ Cア
- 3. Aイ Bア Cウ
- 4. Aウ Bア Cイ
- 5. Aウ Bイ Cア

[第7問] (配点:2)

逃走の罪に関する次の1から5までの各記述を検討した場合,正しいものはどれか。(解答欄は, 「No.111)

- 1. 甲は、確定判決によって刑務所に収容されている者であるが、A刑務所からB刑務所への護 送中に護送車両から逃走した。甲に逃走罪(刑法第97条)が成立する余地はない。
- 2. 甲は、勾留状によって拘置所に勾留されている者であるが、拘置所職員のすきを見て拘置所から逃走した。甲に逃走罪が成立する余地はない。
- 3. 甲は、確定判決によって刑務所に収容されている者であるが、刑務官のすきを見て刑務所の 敷地外に脱出し、刑務官の追跡を振り切って民家の庭に隠れたものの、しばらくして、付近の 捜索を継続していた刑務官に発見され拘束された。甲に逃走罪の既遂罪が成立する余地はない。
- 4. 甲は、確定判決によって刑務所に収容されている者であるが、刑務所に面会に来た友人乙に 逃走用の開錠用具を差し入れるように依頼し、乙から差し入れを受けた開錠用具を使い、錠を 損壊せずに開けた上、刑務所から逃走した。甲及び乙に加重逃走罪(刑法第98条)が成立す る余地はない。
- 5. 甲は、確定判決によって刑務所に収容されている者であるが、刑務所に面会に来た友人乙に 逃走用の開錠用具を差し入れるように依頼し、乙は、甲を逃走させる目的で、開錠用具を隠し た衣類を甲に差し入れた。ところが、甲は、乙が差し入れた開錠用具を使用せずに同刑務所か ら逃走した。乙に逃走援助罪(刑法第100条)が成立する余地はない。

[第8問] (配点:3)

甲は、道路を通行中、飼い主乙の不注意により乙のもとから逃げ出した犬に足首付近をかみつかれそうになった。このような状況における甲の行為に関する同人の罪責についての次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい(ただし、甲には、各記述に記載された犯罪の故意があるものとする。)。(解答欄は、[No.12]、[No.13] 順不同)

- 1. 甲は、逃げ場がなかったことから、犬を足で蹴って怪我をさせた。甲に器物損壊罪が成立する
- 2. 甲は,逃げ場がなかったことから,犬を足で蹴ったが,更に犬が甲の足首付近にかみつこうとしたので,近くのA方住居に無断で逃げ込んだ。甲に住居侵入罪は成立しない。
- 3. 甲は、逃げ場がなかったことから、犬を足で蹴ったが、更に犬が甲の足首付近にかみつこうとしたので、近くにいたBを突き飛ばして身をかわしたところ、それによりBは転倒して頭部を強打したため、脳内出血により死亡した。甲に傷害致死罪は成立しない。
- 4. 甲は、逃げ場がなかったことから、近くで事態を傍観していた飼い主乙に対し、「犬をおとなしくさせないとお前を殺すぞ。」と怒鳴って脅した。甲に脅迫罪が成立する。
- 5. 甲は、逃げる余裕があったのにその場にとどまり、たまたま所持していたC所有の傘で犬を 強打して怪我をさせるとともに、その傘を壊した。甲に器物損壊罪が成立する。

[第9問](配点:3)

文書偽造の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[No.14]、[No.15] 順不同)

- 1. 甲は、行使の目的で、乙を債務者とする乙名義の金銭借用証を勝手に作成した。同借用証に 乙の氏名の記載はあるが、その押印がなかった場合、甲には無印私文書偽造罪が成立する。
- 2. 甲は、氏名を隠してA会社に就職しようと考え、同社に提出する目的で、履歴書用紙に、架空の氏名として「乙」などと記載し、その氏名の横に「乙」と刻した印鑑を押した上、甲自身の顔写真をはり付けた履歴書を作成した。甲がA会社に就職して勤務する意思を有していた場合でも、履歴書の作成名義人と作成者との人格の同一性にそごがあるので、甲には有印私文書偽造罪が成立する。
- 3. 甲は、A会社の経理担当者として、同社のパソコン記憶装置内の会計帳簿ファイルにデータを入力する権限を有していたが、自己の横領行為を隠ぺいするため、同ファイルに虚偽のデータを入力して記憶させた。甲は、私電磁的記録である同ファイルにデータを入力する権限を有しているので、甲には私電磁的記録不正作出罪は成立しない。
- 4. 公務員でない甲は、行使の目的で、虚偽の内容を記載した証明願を村役場の係員に提出し、情を知らない同係員をして村長名義の虚偽の証明書を作成させた。甲は、情を知らない同係員を利用して虚偽の公文書を作成しているので、甲には虚偽公文書作成罪の間接正犯が成立する。
- 5. Aの代理人でない甲は、行使の目的で、「A代理人甲」と署名し、その横に「甲」と刻した印鑑を押してA所有の不動産の売買契約書を作成した。同契約書については、Aが作成名義人であるので、甲には有印私文書偽造罪が成立する。

[第10問] (配点:2)

責任能力に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合,正しいものはどれか。(解答欄は、[No.16])

- 1. 行為者が、事物の是非善悪を弁識する能力が減退した状態で罪を犯した場合であっても、心神耗弱者と認められるとは限らない。
- 2. 責任能力の有無は、精神医学・心理学等の専門的見地から判断されるものであるから、裁判所は、これらの専門家の意見に拘束される。
- 3. 精神に障害のない者は、心神喪失者とは認められないが、心神耗弱者と認められる場合はある。
- 4. 心神喪失とは、刑事責任を負い得る能力が継続的に欠けている状態のことであるから、一時 的な精神の障害があるにすぎない場合には心神喪失とはならない。
- 5. 行為者が、事物の是非善悪を弁識する能力又はそれに従って行動を制御する能力のいずれか 一方を欠いただけでは、心神喪失とはならない。

[第11問] (配点:2)

放火の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合,正しいものはどれか。(解答欄は、[No.17])

- 1. 甲は、乙が一人で住居に使用する乙所有の家屋の中で同人を殺害した後、だれもいない同家屋に放火してこれを焼損した。この場合、乙が死亡した後でも人が同家屋を訪問する可能性があり、「現に人が住居に使用」する建造物といえるのであるから、現住建造物等放火罪の既遂罪が成立する。
- 2. 甲は、乙が住居に使用する同人所有の家屋を燃やそうと考え、火の付いた新聞紙を同家屋内のふすまに近づけ、新聞紙の火をふすまに燃え移らせてこれを燃焼させた。この場合、火が媒介物である新聞紙を離れてふすまが独立に燃焼するに至ったのであるから、この段階で、現住建造物等放火罪の既遂罪が成立する。
- 3. 甲は、乙が住居に使用する同人所有の家屋に放火した後、さらに、同家屋に隣接する丙所有の物置を燃やそうと思い付き、同物置に放火し、同家屋及び同物置を同時に焼損した。この場合、甲は複数の放火行為を行い、所有者の異なる複数の建造物を焼損しているのであるから、現住建造物等放火罪及び非現住建造物等放火罪の各既遂罪が成立し、両者は併合罪となる。
- 4. 甲は、多数人が住居に使用するマンションの居住者用エレベーターのかご内で火を放ち、同かごの側壁に燃え移らせてこれを焼損した。同かごは取り外しが可能であるが、そのための工事は著しい手間と時間を要するものであった。この場合、同かごは同マンションの一部といえるのであるから、現住建造物等放火罪の既遂罪が成立する。
- 5. 甲は、公共の危険発生の認識がないまま、自己所有の自動車に放火してこれを焼損したところ、公共の危険が生じた。この場合、甲には公共の危険発生の認識がないのであるから、建造物等以外放火罪の既遂罪は成立しない。

[第12問] (配点:2)

学生A、B及びCは、次の【事例】について後記【会話】のとおり議論している。【会話】中の① から④までの () 内から適切な語句を選んだ場合、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までの うちどれか。(解答欄は、[No.18])

【事例】

甲は、Xの依頼を受け、同人又はその知人が不特定又は多数の者に見せるであろうことを知りながら、わいせつフィルムをXに貸したところ、Xは、更にYの依頼を受けて同人に同フィルムを貸し、Yがこれを映写して不特定かつ多数の者に観覧させた。

【会 話】

- A. 私は、従犯を幇助する行為は、正犯の実行を容易にすることに変わりはないので、これを処罰することも可能と考える。甲の行為は、①(a. Xを幇助した行為・b. Yを幇助した行為)として処罰できると考える。
- B. 私は、甲の行為を「従犯の幇助」として可罰性を認めるA君の考え方には反対だ。まず、処罰価値については、刑法第63条は、従犯を刑の②(c. 必要的減軽事由・d. 任意的減軽事由)としていることから、従犯は正犯より処罰価値が乏しいとする趣旨と考えられ、そのような者に対する幇助は正犯に対する幇助と同等の処罰価値を有するものとはいえない。次に、条文の解釈としても、「正犯を幇助した者は、従犯とする。」と定める刑法第62条第1項の文言からは、「従犯を幇助した者」は「従犯」に当たるとはいえない。さらに、刑法は、第62条第2項において、③(e. 従犯の教唆・f. 教唆犯の幇助)を処罰する旨規定しながら、「従犯の幇助」について規定していないから、これを処罰しない趣旨とみるべきだと思う。
- A. C君は、甲の行為についてどう考えるのか。
- C. 本件事例については、別の観点から考えるべきだと思う。私は、甲には、④(g. Xのわい

せつ物陳列罪幇助に対する従犯・h. Yのわいせつ物陳列罪に対する従犯)の成立を認めることができると考える。同様の事例について、最高裁判所はそのような判断を示している。

- 1. ①a ②d ③f ④g
- 2. ①a ②c ③e ④h
- 3. (1) a (2) c (3) f (4) h
- 4. ① b ② c ③ f ④ h
- 5. ① b ② d ③ e ④ g

[第13問] (配点:2)

名誉毀損罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合,正しいものはどれか。(解答欄は,[No.19])

- 1. 名誉毀損罪が成立するためには、事実の摘示が行われる必要があるが、摘示された事実が真 実である場合には、人の社会的評価が低下したとはいえないから、名誉毀損罪が成立する余地 はない。
- 2. 名誉毀損罪が成立するためには、公然と事実の摘示が行われる必要があるが、特定かつ少数人に事実を摘示した場合には、その者らを通じて不特定又は多数人に伝播する可能性があったとしても、公然と事実の摘示が行われたとはいえないから、名誉毀損罪が成立する余地はない。
- 3. 名誉毀損罪が成立するためには、人の名誉を毀損する必要があるが、人の社会的評価を低下させるような事実を摘示したとしても、その人の名誉が現実に侵害されなかった場合には、人の名誉を毀損したとはいえないから、名誉毀損罪が成立する余地はない。
- 4. 名誉毀損罪が成立するためには、人の名誉を毀損する必要があるが、法人等の団体は名誉感情を持ち得ないから、法人等の団体に対する名誉毀損罪が成立する余地はない。
- 5. 名誉毀損罪が成立するためには、人の名誉を毀損する必要があるが、名誉を毀損したとして も、それが公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと 認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、名誉毀損罪と して処罰される余地はない。

[第14問] (配点:3)

共犯の成立要件に関する次の【見解】に従って後記アから工までの各【記述】を検討し、甲及び 乙のいずれについても犯罪が成立しない【記述】を選んだ場合、後記1から5までのうち正しいも のはどれか。(解答欄は、[No.20])

【見解】

共同正犯の成立については、違法性阻却事由又は責任阻却事由が一部の共同者に認められても、 それは他の共同者には影響しない。

教唆犯・幇助犯の成立については、正犯の行為に構成要件該当性及び違法性が認められることが必要であり、正犯に責任阻却事由が認められても、それは教唆者・幇助者には影響しない。

【記述】

- ア. 甲と乙は、共同して丙に傷害を負わせる意思をもって丙を殴って同人に傷害を負わせた。その際、甲は、正当防衛の要件を充足する状況になかったが、乙は、その要件を充足する状況にあった。
- イ. 甲は、乙に対し丙に傷害を負わせるように教唆し、それにより、乙は、丙を殴って同人に傷害を負わせた。乙は、教唆された時には責任能力を欠く状況になかったが、丙を殴った時には責任能力を欠く状況にあった。
- ウ. 甲は、乙が丙に傷害を負わせようとしているのを知って乙に角材を渡して幇助した。その後、乙は、前記角材で丙を殴って同人に傷害を負わせたが、その際、乙は、正当防衛の要件を充足する状況にあった。
- エ. 甲と乙は、共同して丙に傷害を負わせる意思をもって丙を殴って同人に傷害を負わせた。その際、甲は、責任能力を欠く状況になかったが、乙は、責任能力を欠く状況にあった。
- 1. ア イ ウ エ
- 2. ア イ エ
- 3. イ
- 4. ウ エ
- 5. ウ

[第15問] (配点:3)

次のアからオまでの各事例における甲の罪責について、判例の立場に従って検討し、正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。(解答欄は、アからオの順に [No.21] から [No.25])

- ア. 甲は、自己が所有し、その旨登記されている家屋を乙に売却して引き渡し、その売買代金を受領した後、乙への所有権移転登記が完了する前に、当該家屋に丙を権利者とする抵当権を設定し、その旨の登記をした。甲は、乙に当該家屋を売却して引き渡している以上、当該家屋は「自己の占有する」物とはいえないので、甲には乙を被害者とする横領罪は成立しない。[No. 21]
- イ. 甲は、自己の実父である乙から、乙の友人である丙所有の刀剣を保管するように委託され、 当該刀剣を保管していたが、乙及び丙に無断で、当該刀剣を丁に売却した。甲には横領罪が成立するが、甲は乙の「直系血族」であるので、刑が免除される。[No.22]
- ウ. 甲は、自己が所有し、その旨登記されている土地について、乙を権利者とする抵当権を設定した後、その旨の登記が完了する前に、当該土地に丙を権利者とする抵当権を設定し、その旨の登記をした。乙には抵当権があるにすぎず、当該土地は「他人の物」とはいえないので、甲には乙を被害者とする横領罪は成立しない。[No.23]
- エ. 甲は、家庭裁判所から甲の孫乙の未成年後見人に選任され、後見の事務として乙の預金通帳及び印鑑を預かっていたが、これらを使用して、ほしいままに乙の預金口座から現金500万円を引き出し、自己の遊興のために費消した。甲には業務上横領罪が成立するが、甲は乙の「直系血族」であるので、刑が免除される。[No.24]
- オ. 甲は、A会社の代表取締役であるが、権限がないのに、A会社が所有し、その旨登記されている土地について、甲を債務者、乙を権利者とする抵当権を設定し、その旨の登記を完了した後、さらに、権限がないのに、当該土地を丙に売却してその旨の登記を完了した。当該土地に抵当権を設定してその旨の登記をした時点で、甲には業務上横領罪が成立するので、当該土地を丙に売却してその旨の登記を完了した行為についてA会社を被害者とする業務上横領罪は成立しない。[No.25]

[第16問] (配点:3)

次のアからオまでの各事例について、甲に適用される法律を判例の立場に従って検討し、旧法が適用される場合には1を、新法が適用される場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからオの順に[No. 26] から [No.30])

- ア. 甲が乙を監禁中, 監禁罪の法定刑を重くする改正法が施行された。[No.26]
- イ. 甲が乙に暴行を加えたため乙が死亡したが、乙に対する暴行の後、乙が死亡するまでの間に 傷害致死罪の法定刑を重くする改正法が施行された。[No.27]
- ウ. 甲は、自己が所有している宝石を乙に売却する契約を締結してその代金を受領したが、同宝石を乙に引き渡す前に、丙との間で同人に同宝石を売却する契約を締結し、その引渡しを済ませた。丙との前記契約を締結した後、丙に同宝石を引き渡す前に横領罪の法定刑を重くする改正法が施行された。[No.28]
- エ. 甲は、乙所有の自動車を窃取した後、同自動車を乗り回していたが、窃取後、乗り回している間に窃盗罪の法定刑を軽くする改正法が施行された。[No.29]
- オ. 甲は、乙を殺害後、乙の死体を遺棄したが、殺害後、死体を遺棄する前に殺人罪の法定刑を軽くする改正法が施行された。[No.30]

(参照条文) 刑法

第6条 犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。

[第17問] (配点:2)

次の【事例】に関する後記 1 から 5 までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[No. 31])

【事 例】

甲は、自動車のレンタル業を営む乙会社との間で、「返還期日は7日後とする。料金は返還と同時に支払う。」旨の約定で自動車1台を借りる契約を交わし、甲がこの契約を履行するものと信じた乙会社従業員から自動車1台の引渡しを受けた。

- 1. 甲は、前記契約締結の時点から既に自動車を返還期日に返還する意思を有していなかった。 この場合、返還期日が経過しなければ甲に詐欺罪は成立しない。
- 2. 甲は、自動車の引渡しを受けた後、返還する意思を失い、返還期日経過後数週間にわたり通 動のため同車を使用していたところ、乙会社従業員が、直ちに同車を返還するよう強く要求し たのに、これを拒否して上記同様に同車を使用し続けた。甲に横領罪は成立しない。
- 3. 甲は、自動車の引渡しを受けた後、同車の返還期日になって料金を支払う意思を失い、同日の朝、乙会社従業員が気が付かないうちに、借り受けた自動車を乙会社に返還し、そのまま料金を支払わずに行方をくらました。甲に刑法上の財産犯は成立しない。
- 4. 甲は、借り受けた自動車内で、同車を甲より前に借りた客の忘れ物である一万円札10枚を見付けたので、同車を返還する時に乙会社従業員に渡そうと考え、同車から持ち出して自ら保管していた。数日後、自動車を返還する際、甲は、前記10万円を持って同車で乙会社に赴いたが、同車を返還する間際にその10万円を自分のものにしようと思い立ち、乙会社従業員に同車を返還し10万円は持ち帰った。甲に窃盗罪が成立する。
- 5. 甲は、借り受けた自動車を運転中、ハンドル操作を誤って同車を海に転落させ、これを水没させてしまったが、そのまま放置した。甲に横領罪が成立する。

[第18問] (配点:3)

次のアから才までの各記述を検討し、正しい場合には1 を、誤っている場合には2 を選びなさい。 (解答欄は、アから才の順に [No.32] から [No.36])

- ア. 犯罪行為を組成した物が共犯者に属するときは、その物を没収することができない。[No.32]
- イ. 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減軽して有期の懲役又は禁錮とするときは、その長期を20年とする。[No.33]
- ウ. 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者が5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その執行を猶予することができる。[No.34]
- エ. 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできないが、情状により、法律上の減軽のみならず、更に酌量減軽もすることができる。[Mo.35]
- オ. 懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の2分の 1を経過した後、仮に釈放することができる。[No.36]

[第19問] (配点:3)

強盗利得罪(刑法第236条第2項)に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、[No.37]、[No.38]順不同)

- 1. 甲は、乙から、報酬を支払うから丙の腕時計を奪ってきてほしい旨の依頼を受け、丙にけん 銃を突き付けて同人の腕時計を奪った後、その報酬として乙から現金を受け取った。この場合、甲には腕時計に関する強盗罪が成立するほか、報酬に関する強盗利得罪が成立する。
- 2. 甲は、飲食店で食事をした後、財布がないことに気付いたため、そのまま逃走しようと企て、店員乙のすきを見て店から出たが、店長丙に見付かって飲食代金を請求されるや、同人の首に登山ナイフを突き付けて同人をひるませた上、その場から逃走して行方をくらませた。この場合、甲には強盗利得罪が成立する。
- 3. 甲は、乙の運転するタクシーに乗車するや、同人の首に出刃包丁を突き付けて行き先を告げ、同所まで乙の意に反してタクシーを走行させた後、タクシー料金を支払わずに逃走して行方をくらませた。この場合、甲には強盗利得罪が成立する。
- 4. 甲は、乙に金銭を貸し付けていたが、返済期限になっても同人が金銭を返済しないため、その居場所を知る丙の首に出刃包丁を突き付けて乙の所在に関する情報を聞き出し、その情報に基づいて乙の居場所を見付け、同人から貸付金の返済を受けた。この場合、甲には強盗利得罪が成立する。
- 5. 甲は、覚せい剤の密売人乙から覚せい剤を受け取った後、その代金を請求されるや、代金支 払債務を免れるため、乙を殺害した。この場合、甲には強盗殺人罪が成立する。

[第20問] (配点:3)

次のIからⅢまでの各【事例】における甲の罪責及び処断刑の範囲について判例の立場に従って検討した上、各【事例】に関する後記アからオまでの各【記述】が正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。ただし、刑種についてはすべて有期懲役刑を選択し、甲に前科及び刑の減軽事由はないものとする。(解答欄は、アからオの順に [No.39] から [No.43])

【事 例】

- I. 甲は、コンビニエンスストアでおにぎり1個(時価150円相当)を窃取したが、甲の犯行を目撃して追いかけてきた店員乙に対し、同人に捕まえられるのを免れる目的で、反抗を抑圧するに至らない程度の暴行を加えて加療約1週間を要する傷害を負わせた。
- Ⅱ. 甲は、乙から金品を喝取しようと企て、乙に対し、反抗を抑圧するに至らない程度の暴行を加えて加療約2週間を要する傷害を負わせ、畏怖した同人から現金1万円を喝取した。
- Ⅲ. 甲は、乙から金品を強取しようと企て、無施錠の玄関から同人方に立ち入り、同人所有の現金1万円を窃取し、その直後に帰宅した乙に対し暴行を加えてその反抗を抑圧した上、同人から現金3万円を強取した。

【記述】

- ア. 【事例】 I では、甲を懲役22年に処することができる。[No.39]
- イ.【事例】Ⅱでは、甲を懲役20年に処することができる。[No.40]
- ウ. 【事例】Ⅲでは、甲を懲役23年に処することができる。[No.41]
- エ. 処断刑の上限が最も重いのは【事例】Ⅲである。[No.42]
- オ. 処断刑の上限が最も軽いのは【事例】Ⅱである。[No.43]

(参照条文) 刑法

(住居侵入)

第130条 正当な理由がないのに、人の住居(中略)に侵入し(中略)た者は、3年以下の懲役 又は10万円以下の罰金に処する。

(傷害)

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(強盗)

第236条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。(以下略)

(事後強盗)

第238条 窃盗が,財物を得てこれを取り返されることを防ぎ,逮捕を免れ,又は罪跡を隠滅するために,暴行又は脅迫をしたときは,強盗として論ずる。

(強盗致死傷)

- 第240条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役に処(中略)する。 (恐喝)
- 第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。(以下略)

[第21問] (配点:2)

捜査の端緒に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。(解答欄は、[No.44])

- ア. 窃盗事件の犯人として追呼されている者が、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるときは、検察官、検察事務官又は司法警察職員以外の者であっても、逮捕状なくしてその者を逮捕することができる。
- イ. 強姦の罪により害を被った者は、犯人を知った日から6か月を経過するまでは、告訴をする ことができるが、第一回の公判期日までこれを取り消すことができる。
- ウ. 罪を犯した者は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員に自首をすることができるが、検察 官又は司法警察員は、口頭による自首を受けたときは調書を作らなければならない。
- エ. 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由のある者を停止させて質問することはできるが、付近の警察署に同行することを求めることはできない。
- オ. 警察官が職務質問に付随して行う所持品検査は、所持人の承諾を得て、その限度においてこれを行うのが原則であるが、捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況の下で相当と認められる限度で許容される場合がある。
- 1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

[第22問] (配点:3)

捜査に関する次のアからカまでの各記述のうち、裁判官の発する令状を必要とするものは幾つあるか。後記1から7までのうちから選びなさい。(解答欄は、[No.45])

- ア. 司法警察員が、被疑者を逮捕する場合において必要があるときに、被疑者の知人の住居に入り被疑者の捜索をするとき。
- イ. 司法警察員が、逮捕された被疑者の指紋を採取するとき。
- ウ. 司法警察員が、私文書偽造被疑事件につき、偽造文書に記載された文字の筆跡と被疑者の筆跡の同一性を確認するため、科学捜査研究所に筆跡の鑑定を嘱託するとき。
- 工. 検察官が、公道上で発見された変死の疑いのある死体を検視するとき。
- オ. 司法警察員が, 覚せい剤を注射して使用した被疑者により公道上に投棄された注射器を領置するとき。
- カ. 司法警察員が、身の代金目的で誘拐された被害者の親の同意を得て、その親と被疑者との間 の電話による通話内容を録音するとき。
- 1.0個 2.1個 3.2個 4.3個 5.4個 6.5個 7.6個

[第23問] (配点:2)

逮捕に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[Mo.46])

- 1. 司法巡査は、通常逮捕の逮捕状により被疑者を逮捕することはできるが、その逮捕状を請求することはできない。
- 2. 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合に、逮捕状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、被疑者に対し、被疑事実の要旨と逮捕状が発せられている旨を告げて、被疑者を逮捕することができる。
- 3. 司法警察員は、被疑者を逮捕したときは、直ちに、弁護人にその旨を通知しなければならず、被疑者に弁護人がないときは、被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被疑者の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。
- 4. 司法巡査は、被疑者を逮捕したときは、直ちに、これを司法警察員に引致しなければならない。
- 5. 司法警察員は、被疑者を緊急逮捕した現場で差押えをした場合において逮捕状が得られなかったときは、直ちに差押物を還付しなければならない。

[第24問] (配点:2)

勾留に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[No.47])

- 1. 被疑者が勾留されている被疑事実と同一の事実で公訴を提起されると、被疑者の勾留から被告人の勾留に切り替わるので、裁判官は、改めて、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴かなければならない。
- 2. 検察官は、司法警察員から送致された被疑者を受け取り、留置の必要があると思料するときは、被疑者を受け取った時から48時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。
- 3. 裁判官は、殺人被疑事件について勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げる際に、弁護人がない被疑者に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。
- 4. 被疑者の勾留の期間は、延長されない限り、検察官が勾留の請求をした翌日から10日間である
- 5. 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、被疑者が定まった住居を有するときには、被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときに限り、被疑者を勾留することができる。

[第25問] (配点:2)

取調べに関する次の1から5までの各記述のうち,正しいものはどれか。(解答欄は,[No.48])

- 1. 司法警察職員は、被疑者の供述を録取した調書を被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問うことができるが、被疑者は、その調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに署名押印しなければならない。
- 2. 司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べることができるが、その取調べに際しては、その者に対し、あらかじめ、自己又は自己の配偶者等が刑事訴追を受けるおそれのある供述を拒むことができる旨を告げなければならない。
- 3. 司法警察職員から出頭を求められた被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、その出頭を拒むことはできないが、出頭後、何時でも退去することができる。
- 4. 司法警察職員の取調べに際して任意の供述をした被疑者以外の者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。
- 5. 司法警察員が身体を拘束された被疑者を検察官に送致する手続をした後は、司法警察職員は、被疑者を取り調べることができないが、検察官から指示を受けたときは、この限りではない。

[第26問] (配点:3)

捜索・差押えに関する次のアから工までの各記述につき、処分を受ける者である甲が各記述中の処分を拒否している場合に、事前に裁判官から発付された()内の捜索差押許可状によって当該処分を行うことが許される場合には1を、許されない場合には2を選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。(解答欄は、アからエの順に[No.49]から[No.52])

ア. 被疑者甲が強姦の模様を撮影した写真があると脅迫して強姦の被害者から金員を恐喝した事件で甲方を捜索したところ、司法警察員が、甲方から未現像の写真フィルムを差し押さえたので、それを警察署において現像すること。[No.49]

(差し押さえるべき物を写真フィルムとする甲方に対する捜索差押許可状)

イ. 被疑者甲がスーパーマーケットに農薬入りの食品を置いて同スーパーマーケットの経営者から金員を恐喝した事件で甲方を捜索中、司法警察員が、甲方の敷地内に甲所有の自動車があったので、その車内を捜索すること。[No.50]

(差し押さえるべき物を農薬とする甲方に対する捜索差押許可状)

- ウ. 被疑者甲が覚せい剤を譲り受けた事件で甲方を捜索中,司法警察員が,宅配便の配達員によって甲あてに配達され,立会人である甲が受領した荷物について捜索すること。[No.51] (差し押さえるべき物を覚せい剤とする甲方に対する捜索差押許可状)
- エ. 被疑者甲が覚せい剤を所持した事件で甲方を捜索したところ,立会人である甲の支離滅裂な言動から甲に覚せい剤使用の疑いが生じたので,司法警察員が,甲から尿を採取するため,身柄を拘束されていない甲を甲方から採尿に適する最寄りの病院まで連れて行くこと。[No.52] (差し押さえるべき物を覚せい剤とする甲方に対する捜索差押許可状)

[第27問] (配点:3)

刑事訴訟法第39条第3項は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員(中略)は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。」と規定するが、次の【事例】につき、検察官等が同項の指定権を行使することができるか否かについて述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。(解答欄は、[No.53])

【事 例】

甲は、平成〇年4月10日、X市で発生した窃盗事件(①事件)で逮捕され、4月13日に勾留された後、5月2日、窃盗罪で起訴された。①事件の捜査中、甲にY市で発生した殺人事件(②事件)の被疑者である嫌疑が生じたため、起訴後に勾留されていた甲は、5月3日以降、②事件について任意で取り調べられた。その後、甲は、5月10日、②事件で逮捕され、5月13日に勾留された後、6月1日、殺人罪で起訴された。

他方,甲の妻は、4月10日,弁護士Aを①事件の弁護人として選任し、5月4日,弁護士Bを②事件の弁護人として選任した。

【記述】

- ア. 4月10日の弁護人Aによる初回の接見について、指定権を行使することはできない。
- イ. 5月5日の弁護人Aによる接見について、指定権を行使することができる場合がある。
- ウ. 5月5日の弁護人Bによる接見について、指定権を行使することはできない。
- エ. 5月14日の弁護人Aによる接見について,指定権を行使することはできない。
- オ. 5月20日の弁護人Bによる接見について、指定権を行使することができる場合がある。
- 1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

[第28問] (配点:2)

弁護人の権限に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、「No.541)

- ア. 弁護人は、身体の拘束を受けている被疑者と立会人なくして接見することができるが、裁判 官からその接見を禁じられたときには、被疑者と接見することができない。
- イ. 弁護人は、裁判官が勾留されている被疑者の勾留の期間を延長する裁判をした場合、「やむを 得ない事由」がないことを理由として、準抗告をすることができる。
- ウ. 弁護人は、公判期日において、被告人が証拠調べを請求する意思がない証拠についても、そ の証拠調べを請求することができる。
- エ. 弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に押収の処分を請求することができる。
- オ. 弁護人は、勾留されている被告人の勾留の期間を更新した裁判所の決定に対して、被告人に 犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告をすることができる。
- 1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

[第29問] (配点:3)

窃盗罪に係る事件(以下「窃盗事件」という。)についての検察官の事件処理等に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 55])

- ア. 検察官は、略式命令の請求に際し、窃盗事件の被疑者に対し、あらかじめ、略式手続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げた上、被疑者に略式手続によることについて異議がないことを書面で明らかにすれば、公訴の提起と同時に、書面で略式命令を請求することができる。
- イ. 検察官は、公訴を提起しようとする窃盗事件について、被疑者が起訴状に記載された訴因に ついて有罪である旨の陳述をしたときは、被疑者及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳 述をした訴因に限り、即決裁判手続によって審判する旨の申立てをすることができる。
- ウ. 検察官は、少年の窃盗事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料すると きであっても、少年の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により処 分を必要としないときは、これを家庭裁判所に送致しないことができる。
- エ. 検察官は、窃盗事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、同事件を公判前整理 手続に付することを裁判所に求めるには、被疑者に同手続によることについて異議がないこと を書面で明らかにした上で、公訴の提起と同時に、同手続の申立てをしなければならない。
- オ. 検察官は、被害者から告訴のあった窃盗事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人に通知しなければならず、また、公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人の請求があるときは、速やかに告訴人にその理由を告げなければならない。
- 1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウェ 5. エオ

[第30問] (配点:2)

公訴時効に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。(解答欄は、[No.56])

- 1. 観念的競合の場合における公訴の時効期間算定については、二個以上の罪名を各別に論ずることなく、これを一体として観察し、その最も重い罪の刑につき定めた時効期間による。
- 2. 時効は、犯罪行為が終わった時から進行するが、共犯の場合には、最終の行為が終わった時から、すべての共犯に対して時効の期間を起算する。
- 3. 業務上過失致死罪の公訴時効は、被害者の受傷から死亡までの間に業務上過失傷害罪の公訴時効期間が経過したか否かにかかわらず、その死亡の時点から進行する。
- 4. 共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有し、この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。
- 5. 犯人が国外にいる場合には、時効は、その国外にいる期間その進行を停止するが、捜査機関が犯罪の発生又は犯人を知らない場合には、犯人が国外にいることだけでは、時効は、その進行を停止しない。

[第31問] (配点:2)

公判前整理手続における証拠開示に関する次のアから才までの各記述のうち,正しいものの組合 せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.57])

- ア. 検察官は、証明予定事実を証明するために取調べを請求した証拠については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、開示をしなければならない。
- イ. 検察官が検察官作成に係る被告人の供述録取書の取調べを請求した場合において,司法警察 員作成に係る被告人の供述録取書であって,検察官作成に係る被告人の供述録取書の証明力を 判断するために重要かつ必要であると認められ,その重要性及び必要性の程度が高いときには, 検察官は,速やかに当該供述録取書を開示しなければならない。
- ウ. 裁判所は、被告人又は弁護人が開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、検察官の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。
- エ.被告人又は弁護人は、検察官から証明予定事実を記載した書面の送付を受け、かつ、開示を すべき証拠の開示を受けた場合において、裁判所及び検察官に対し、公判期日においてするこ とを予定している事実上及び法律上の主張をし、当該主張が相当であると認められるときは、 検察官から当該主張に関連する証拠の開示を受けることができる。
- オ.公判前整理手続は、できる限り早期に終結させるよう努めなければならないので、検察官は、証拠開示に関する裁判所の決定に対して、不服申立てをすることができない。
- 1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

[第32問] (配点:4)

次の【事例】に関する訴因の特定、変更等について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、判例に照らして、正しい場合には1 を、誤っている場合には2 を選びなさい。(解答欄は、アからオの順に [No.58] から[No.62])

【事 例】

Vの死体が発見され、司法解剖の結果、Vの死因が頸部圧迫による窒息であることが判明した。その後、警察は、甲及び乙が共謀してVを殺害した事実により、甲を逮捕したが、乙は逃亡してその所在が判明しなかった。甲は、取調べに対し、自分はVの殺害とは無関係である旨供述した。捜査を尽くしたところ、検察官は、甲及び乙が共謀してVを殺害し、殺害の実行行為者が甲であると認定したが、犯行日時については、「平成〇年3月15日ころから同月18日ころまでの間」、犯行場所については、「日市内又はその周辺」、犯行方法については、「何らかの方法で頸部を圧迫した」としか認定できなかった。そのため、検察官は、甲の勾留満期日に、以下の<公訴事実>で甲を起訴した。

<公訴事実>

被告人甲は、乙と共謀の上、平成〇年3月15日ころから同月18日ころまでの間、H市内又はその周辺において、Vに対し、殺意をもって、何らかの方法でVの頸部を圧迫し、よって、そのころ、同所付近において、Vを頸部圧迫により窒息死させて殺害したものである。

【記 述】

- ア. <公訴事実>の「平成○年3月15日ころから同月18日ころまでの間」,「H市内又はその周辺」,「何らかの方法でVの頸部を圧迫し」という記載は、日時、場所、方法等の表示が概括的なものにとどまるが、検察官において、起訴当時の証拠に基づき、できる限り日時、場所、方法等をもって殺人の罪となるべき事実を特定して訴因を明示したものと認められるから、訴因の特定に欠けるところはない。[No.58]
- イ. 検察官は、殺人罪の共同正犯の訴因につき、その実行行為者がだれであるかを明示しなければならないので、実行行為者を甲とする記載がない<公訴事実>は、訴因の特定に欠ける。[No. 59]

- ウ. 共謀共同正犯における共謀の日時,場所,内容等は訴因の明示に不可欠であるので,それらの記載がないく公訴事実>は,訴因の特定に欠けるため,裁判所は,檢察官に釈明を求めるまでもなく,公訴棄却の判決をすることができる。[No.60]
- エ. 裁判所は、<公訴事実>の「殺意」を認定することができないと判断した場合、傷害致死の事実が当初の訴因中に含まれていて黙示的に主張されていると解されるときであっても、訴因変更の手続を経ることなく、傷害致死の事実を認定することはできない。[No.61]
- オ. 検察官が、<公訴事実>につき、「・・・殺意をもって、被告人甲が、何らかの方法で・・・」と殺害の実行行為者を甲と特定する旨の訴因変更をした後、裁判所が、その実行行為者につき、「被告人甲又は乙あるいはその両名において」と択一的に認定するには、必ず訴因変更の手続を経なければならず、その手続を経ないで認定した場合には訴訟手続の法令違反がある。「No.621

[第33問] (配点:2)

裁判所の権限等に関する次のアから工までの各記述のうち,正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。(解答欄は,[No.63])

- ア. 裁判所は、審判対象の設定について検察官に裁量権があるので、検察官に対して訴因を変更 すべきことを命ずることはできない。
- イ. 裁判所は、必要と認めるときは、職権で証拠調べをすることができるので、被告人のアリバイの存在を立証趣旨として弁護人から証拠調べを請求された被告人以外の者が作成した供述書につき、検察官の意見を聴かずに、証拠調べの決定をすることができる。
- ウ. 裁判所は、適当と認めるときは、職権で、決定を以て、弁論を分離し又は併合することができるが、終結した弁論を再開することはできない。
- エ. 裁判所は、事件を公判前整理手続に付するには、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならず、検察官又は被告人若しくは弁護人に異議があるときは、第一回公判期日前に、 決定で、同手続に付することができない。
- 1.0個 2.1個 3.2個 4.3個 5.4個

[第34問] (配点:2)

証明に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。(解答欄は、[No. 64])

- ア.「共謀」又は「謀議」は、共謀共同正犯における「罪となるべき事実」にほかならないから、 刑事訴訟法の規定により証拠能力が認められ、かつ、公判廷における適法な証拠調べを経た証 拠による証明によらなければならない。
- イ. 合理的な疑いを差し挟む余地がないというのは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である。
- ウ. 即決裁判手続において「罪となるべき事実」を認定する場合には、同事実の存在を肯定する 証拠の証明力がそれを否定する証拠の証明力を上回る程度の証明、いわゆる証拠の優越で足り る。
- エ. 刑事裁判における有罪の認定に当たり、情況証拠によって事実認定をすべき場合には、直接 証拠によって事実認定をすべき場合よりも高度の確信が必要である。
- オ. 刑事訴訟法第435条第6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」であるかどうかの 判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜし めれば足りるという意味において、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における 鉄則が適用される。
- 1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

[第35問] (配点:3)

証拠能力に関する次のアからエまでの各記述につき、判例に照らして、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからエの順に [No.65] から[No.68])

- ア. 甲に対する被告事件における刑事訴訟法第321条第1項第1号の「裁判官の面前における 供述を録取した書面」には、同事件とは別の乙に対する被告事件における公判調書中の被告人 乙の供述を録取した部分が含まれる。[No.65]
- イ. 共同被告人乙の検察官に対する供述調書は、被告人甲との関係において、刑事訴訟法第321 条第1項第2号の「検察官の面前における供述を録取した書面」には当たらない。[No.66]
- ウ. 火災原因の調査, 判定に関して特別の学識経験を有する私人が燃焼実験を行い, その考察結果を報告した書面については, 刑事訴訟法第321条第4項の「鑑定の経過及び結果を記載した書面」に準ずるものとして, 同項により証拠能力を有する。[No.67]
- エ. 被告人の供述を録取した書面である検察官作成の弁解録取書は、刑事訴訟法第322条又は第326条所定の要件の下に証拠となるが、被告人の供述を録取した書面である司法警察員作成の弁解録取書は、同法第321条第1項第3号の要件又は第326条所定の要件の下に証拠となる。[No.68]

[第36問] (配点:3)

次の【事例】中のA証言ないしC証言の証拠能力に関する後記アからカまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。(解答欄は、[No.69])

【事 例】

被告人甲は、Vを殺害した殺人被告事件で起訴されたが、同被告事件の第一回公判期日において、犯行日のアリバイを主張し、自分は犯人ではない旨述べた。

同被告事件の第×回公判期日において、検察官が、「被告人がVを殺害したこと」を立証趣旨として、Aを証人尋問したところ、Aは、「事件のあった翌日、甲が私に対し、Vを殺したと言った。」と証言した(A証言)。

次に、同被告事件の第×回公判期日において、検察官が、「Wが犯行時間帯に犯行現場付近で被告人を目撃したこと」を立証趣旨として、Bを証人尋問したところ、Bは、「友人のWが私に対し、事件直後に現場付近で甲を見たと言っていた。」と証言した(B証言)。

次に、同被告事件の第×回公判期日において、弁護人が、「被告人が犯行日に旅行中でアリバイがあること」を立証趣旨として、Cを証人尋問したところ、Cは、「甲が私に対し、事件があった日には旅行中であったと言っていた。」と証言した(C証言)。

なお、弁護人は、Aの証人尋問の終了までに前記A証言を、Bの証人尋問終了までに前記B証言をそれぞれ証拠とすることに異議を申し立て、また、検察官は、Cの証人尋問の終了までに前記C証言を証拠とすることに異議を申し立てた。

【記 述】

- ア. A証言は、不利益な事実の承認をした被告人の署名又は押印がないので、これを証拠とする ことができない。
- イ. A証言は、被告人のAに対する供述が任意にされたものであると認めるときは、これを証拠とすることができる。
- ウ. B証言は、Wが公判期日においてWがBにした供述と相反する供述をしたときで、かつ、公 判期日における供述よりもWがBにした供述を信用すべき特別の情況の存するときに限り、こ れを証拠とすることができる。
- エ. B証言は、Wが所在不明であるため公判期日において供述することができず、かつ、Wの供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるときは、Wの供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。
- オ. C証言は、被告人のCに対する供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。
- カ. C証言は、被告人が犯行日に旅行中でアリバイがあることを立証するための証拠とはなり得ないが、A証言中の被告人のAに対する供述の証明力を争うためには、これを証拠とすることができる。
- 1. アウオ 2. アエオ 3. アウカ 4. イウカ 5. イエオ 6. イエカ

[第37問] (配点:3)

次のアから工までの各事例について、捜査・公判段階における被告人の自白以外には【証拠】欄に記載した証拠しか存在しない場合に、判例に照らして、被告人を各事例に記載した罪で有罪とすることが許される場合には1を、許されない場合には2を選びなさい。なお、被告人の自白及び各証拠の証拠能力及び証明力に問題はないものとする。(解答欄は、アからエの順に [No.70] から[No.73])

- ア.被告人は、被害者A所有の現金50万円を窃取した事実で窃盗罪により起訴された。[No.70] 【証拠】被害者A作成の現金50万円についての盗難被害届
- イ.被告人は、公安委員会による運転免許を受けないで普通乗用自動車を運転した事実で道路交通法違反の無免許運転の罪により起訴された。[No.71]

【証拠】被告人の運転行為を目撃した旨の目撃者Bの供述調書

ウ. 被告人は,盗品の時計を,それが盗品であることを知りながら,有償で買い受けた事実で盗品等有償譲受けの罪により起訴された。[No.72]

【証拠】盗難被害者C作成の当該時計についての盗難被害届

エ.被告人は、被害者Dに暴行を加えて金員を強取し、その際、同暴行により被害者Dに傷害を 負わせた事実で強盗致傷罪により起訴された。[No.73]

【証拠】被告人から暴行を受けて傷害を負った事実についての記載しかない被害者Dの供述調書

[第38問] (配点:2)

形式裁判に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.74])

- ア. 裁判所は、窃盗罪により起訴された事件について、その土地管轄がないことが明らかとなった場合でも、同事件につき証拠調べを開始する前に被告人の申立てがなければ、判決で管轄違いの言渡しをすることはできない。
- イ. 裁判所は、殺人罪により起訴された事件について、起訴した時点で既に犯罪行為が終わった時から25年を経過している場合には、時効が完成しているので、決定で公訴を棄却しなければならない。
- ウ. 裁判所は,在日外国大使館の公使が被告人として起訴された場合には,被告人に対して裁判権を有しないので,免訴の言渡しをしなければならない。
- エ. 裁判所は、法人税法違反により起訴された法人が公判係属中に合併により解散した場合には、被告人たる法人が存続しなくなったときに該当するので、決定で公訴を棄却しなければならない。
- オ. 裁判所は、強姦の罪により起訴された事件について、告訴をすることができる者の告訴を欠く場合には、公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるので、免訴の言渡しをしなければならない。
- 1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

[第39問] (配点:3)

次の I 及び II の 【見解】は、確定判決を経由した事件の訴因及び確定判決後に起訴された確定判決前の行為に関する事件の訴因が共に窃盗罪である場合において、両訴因間における公訴事実の単一性の有無を判断する考え方を述べたものである。これらの 【見解】のいずれかを前提に、後記【事例】において、裁判所がどのような判決をすべきかについて述べた後記アからカまでの 【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、「窃盗罪」とは、刑法第 2 3 5 条の罪をいい、「常習特殊窃盗罪」とは、盗犯等の防止及び処分に関する法律第 2 条違反の罪をいう。 (解答欄は、[No.75])

【見解】

- I. 訴因に記載された事実のみを基礎として両者が併合罪関係にあり一罪を構成しない場合には、公訴事実の単一性はない。
- II. いずれの訴因の記載内容にもなっていないところの犯行の常習性という要素について証拠により心証形成をし、両者が常習特殊窃盗として包括的一罪を構成する場合には、公訴事実の単一性を肯定できる。

【事 例】

甲は、平成〇年2月2日にX宝石店から宝石を窃取した①事実と同年3月3日にY宝石店から宝石を窃取した②事実で、窃盗罪により起訴され、同年5月10日、裁判所において、窃盗罪により懲役2年の実刑に処せられ、同判決は、同年5月24日に確定した。その後、甲が同年1月1日にZ宝石店から宝石を窃取した③事実が発覚し、甲は、同事実で窃盗罪により起訴された。裁判所は、公判審理の結果、③事実について窃盗罪として訴因の立証がなされており、①事実及び②事実と併合罪関係にあるものの、実体的には①ないし③事実について常習特殊窃盗罪を構成するとの心証を形成した。

【記 述】

- ア. Iの考え方に立つと、窃盗罪により有罪の判決をすべきである。
- イ. Iの考え方に立つと、免訴の判決をすべきである。
- ウ. Iの考え方に立つと、公訴棄却の判決をすべきである。
- エ. Ⅱの考え方に立つと、常習特殊窃盗罪により有罪の判決をすべきである。
- オ. Ⅱの考え方に立つと、免訴の判決をすべきである。
- カ. Ⅱの考え方に立つと、公訴棄却の判決をすべきである。
- 1. ア オ 2. ア カ 3. イ エ 4. イ カ 5. ウ エ 6. ウ オ

(参照条文) 盗犯等の防止及び処分に関する法律

- 第二条 常習トシテ左ノ各号ノ方法ニ依リ刑法第二百三十五条,第二百三十六条,第二百三十八条 若ハ第二百三十九条ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニ対シ窃盗ヲ以テ論ズベキトキハ三年以
 - 上,強盗ヲ以テ論ズベキトキハ七年以上ノ有期懲役ニ処ス
 - 一 兇器ヲ携帯シテ犯シタルトキ
 - 二 二人以上現場ニ於テ共同シテ犯シタルトキ
 - 三 門戸牆壁等ヲ踰越損壊シ又ハ鎖鑰ヲ開キ人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅,建造物若ハ艦船ニ 侵入シテ犯シタルトキ
 - 四 夜間人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ侵入シテ犯シタルトキ

[第40問] (配点:2)

上訴に関する次のアから才までの各記述のうち,正しいものの組合せは,後記1から5までのうちどれか。(解答欄は,[No.76])

- ア. 控訴審では,第一審の公判手続に関する規定が準用されるので,被告人は,公判期日において,自らが控訴趣意書に基づいて弁論をすることができる。
- イ.被告人が刑の量定が不当であることを理由として控訴の申立てをした事件については、検察 官から控訴の申立てがなければ、控訴裁判所は、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはでき ない。
- ウ. 第一審における弁護人は、判決の宣告により弁護人の選任の効力が失われるので、被告人の ため控訴をすることができず、控訴をするには改めて弁護人として選任される必要がある。
- エ. 第二審の判決に対する上告の申立ての理由は、憲法の違反があること、憲法の解釈に誤りが あること又は最高裁判所の判例と相反する判断をしたことに限定されるので、上告裁判所は、 事実の取調べをすることができない。
- オ. 上告裁判所は、判決に影響を及ぼすべき法令の違反があって原判決を破棄しなければ著しく 正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。
- 1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ